

記入例

表面

裏面

令和6年度町民税・県民税申告書(令和5年1月1日～令和5年12月31日収入分) 表

令和6年度町民税・県民税申告書(令和5年1月1日～令和5年12月31日収入分) 表

現住所 三郷町 勢野西1丁目1番1号 業種又は職業 自営業

1月1日現在の住所 フリガナ サンゴウ タロウ 氏名 三郷太郎 個人番号 12345678901234567890

申告者の氏名 三郷太郎 続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	生命保険料控除	新築住宅等に係る住宅ローン借付金利の控除	雑損控除	医療費控除
339,000円	107,100円	50,900円	123万円	120,000円

6 給与所得の内訳

月	給	取
1/10000	10	100,000
2/10000	10	100,000
3/10000	10	100,000
4/10000	10	100,000
5/10000	10	100,000
6/10000	10	100,000
7/10000	10	100,000
8/10000	10	100,000
9/10000	10	100,000
10/10000	10	100,000
11/10000	10	100,000
12/10000	10	100,000

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は個人番号」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	株式会社〇〇	4,000,000円	1,600,000円	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は個人番号」等	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

雑目	収入金額	必要経費	差引金額

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・期	専従者給与(控除)額
三郷花子	妻	25年1月2日	期	2,400,000

12 別居の扶養親族に関する事項

氏名	住所	生年月日	明・大・期	特別障害者に該当する場合は「特別控除額」欄
三郷もみじ	〇〇町××番地	16年9月9日	期	

13 事業税に関する事項

所得金額	所得金額

14 配当割戻又は株式等譲渡所得割戻の控除に関する事項

15 寄附金に関する事項

16 所得金額調整控除に関する事項

17 町民税・県民税を他市町村で課税されている方

18 前年中に所得のなかった方

源泉徴収票や各種証明書などの右端を「こ」にはつてください。

※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合「所得金額調整控除」が適用されます。詳しくは裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」の②をご確認ください。

<p>⑳ 扶養控除</p> <p>あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(青色事業専従者等を除く。)の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合、次の金額。</p> <p>①特定扶養親族(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの19～22歳) 45万円</p> <p>②老人扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれの70歳以上) 38万円</p> <p>③同居老親扶養親族(②のうち、同居であたや配偶者の直系尊属の場合) 45万円</p> <p>④その他の扶養親族(年齢が16歳未満を除く) 33万円</p> <p>1人につき</p>
<p>㉑ 基礎控除</p> <p>あなたの合計所得金額</p> <p>2,400万円以下 43万円</p> <p>2,400万円超2,450万円以下 29万円</p> <p>2,450万円超2,500万円以下 15万円</p>
<p>㉒ 雑損控除</p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族(前年の総所得金額等が48万円以下の方)が、令和5年中に災害や盗難等により損害を受けた場合、次の①又は②のいずれか多い方の金額。(領収書等を添付してください。)</p> <p>①(損失額-保険金等で補てられる金額)-(総所得金額等×10%)</p> <p>②(災害関連支出の金額)-5万円</p>

※所得税と住民税では、人的控除額等に差がありますので、ご注意ください。